✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧✧

✧　「気象測器の検定」をご存知ですか

気象測器が検定の目的として気象庁のホームページでは、「観測の成果を発表するため、あるいは災害の防止に利用することを目的として気象観測を行う場合には、正確な観測、観測方法の統一を確保するために、一定の構造・性能を有し、観測精度が維持された気象測器（検定に合格した）を使用する必要があります。」と解説しています。

（一財）気象業務支援センターは、気象業務法第 32 条の 3 に定める気象庁長官の登録を受けた登録検定機関（平成 16 年 3 月から）として、気象業務法第 9 条で定める 7 種類（温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計、雪量計）について、気象庁観測部観測課気象測器検定試験センター（つくば市）内で、気象庁の検定装置を借用（借用料支払）して検定を行っています。

検定実務は、気象庁が定める気象測器の検定の合格基準を定める告示に基づき、気象庁等で検定・観測実務経験を有した者が、その気象測器の種類に応じて材料、性能などが適切であるかを調べる「構造」と個別の精度を調べる「器差」の検査を行っています。主な気象測器の器差の公差は下表のとおりで、観測精度を維持するための許容値が定められています。

種別	検定の範囲	器差
ガラス製温度計	−20℃を超え 50℃以下	0.2℃
電気式温度計の感部	−50℃以上 50℃以下	0.3℃
電気式気圧計	870hPa～1050hPa	0.7hPa
電気式湿度計	0～100%	5%
風車型風速計 （風車の直径が 15cmを超える）	風速 10m/s 以下 風速 10m/s を超えるとき	0.5m/s 風速の 5%
転倒ます型雨量計	雨量 20mm を超える範囲	3%
積雪計	積雪の深さ 100cm 以下 積雪の深さ 100m を超える範囲	2cm 積雪の深さの 2%

合格したものは、検定銘板に刻印または証印を押印、また検定証書を発行しています。これらの検定の有効期間は、気象測器検定規則で定められ、気象測器の種類ごとに異なり 5 年から無期限のものまであり、検定証印又は検定証書で検定済みの有無、有効期間を確認することができます。

検定刻印又は証印の印影	検定証書
	 証書 第 14-04562 号 検 定 証 書 平成26年4月10日 一般財団法人 気象業務支援センター （気象庁長官登録検定機関） 気象測器名 製造者名 型 式 製造年月 製造番号 上記の気象測器は、気象業務法第２８条の規定により検査した結果、同条第１項の基準に適合するものであることを証明する。ただし、同法第３１条並びに気象測器検定規則第１５条第１項及び第２項の規定により、検定の有効期間は５年とする。 一般財団法人 気象業務支援センター MBSC 複写
数字は西暦の下二けたを表し、14 は 2014 年に検定を受けたものです。	コピーをすると複写等の文字が表示されます。 有効期限のあるものは、有効年数を記載しています。

（測器検定室検定所）